

令和元年度 宮城県森林審議会第2回森林保全部会 議事録

日時 令和元年9月9日（月）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所 自治会館301会議室

配付資料

資料1

「大和リース株式会社が行う太陽光発電施設の設置(伊具郡丸森町)」に係る林地開発について

1 開会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、進藤委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度2回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議事

司会：どうもありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「大和リース株式会社」に係る案件を御審議いただきます。終了時刻は午後3時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当

たることになっておりますので、部会長よろしくお願ひします。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、佐藤委員と丸尾委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である（1）「大和リース株式会社が行う太陽光発電施設の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。
委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

丸尾委員：完成後の施設管理について、事業計画書には監視カメラを使用すると記載されていますが、その監視カメラはどこに設置する計画でしょうか。

申請者：防災調整池を取り囲むように4台設置する予定です。

丸尾委員：監視カメラは防災調整池を監視するためのものということでしょうか。太陽光パネル設置部分の監視、管理はどのように行うのでしょうか。

申請者：基本的に監視カメラは防災調整池を監視するために設置します。太陽光パネルにつきましては、周囲にフェンスを設置し、そのフェンスに監視装置を取り付けますので、そちらで監視を行います。

丸尾委員：監視カメラ等で得られた情報はどこに集積されるのでしょうか。

申請者：本店に集積しまして、管理会社と共有するという形になります。

丸尾委員：監視カメラの映像は、地域住民の方を含め、ネット等で誰でも見ることができるようにするといった計画はありますか。

申請者：町を含め、情報の共有については現在協議中です。

川村部会長：他にございませんか。

佐藤委員：森林組合の立場から発言させていただきますと、大規模な開発によって森林の公益的機能が失われてしまうことがなによりの懸念事項です。先程の事務局からの説明によりますとそういった心配は無いとのことでしたので安心しておりますが、どういった観点からその結論に至ったかをもう一度説明してください。

川村部会長：事務局から説明をお願いいたします。

事務局：森林法上、林地開発許可制度には「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」という4つの基準がございます。

先程も説明いたしましたとおり、4つの基準の中にも審査項目がありまして、「災害の防止」に関しては法面の勾配や盛土の方法等を審査しております。「水害の防止」につきましては、開発によって失われる山の貯水機能を代替するための防災調整池を審査します。調整池が構造的に正しいかなどが審査項目となります。「水の確保」につきましては、水依存地域があるかどうか、あるとすればどのように代替するかを審査いたします。本件に関しては水依存地域は無いとのことでしたので、この項目に関して勘案はしておりません。「環境の保全」につきましては、森林を適切に配置しているかを審査しております。太陽光発電施設の開発については、25パーセント森林を残し、且つ、周囲に林帯幅を適切に残すことが主な審査項目となります。

本件申請につきましては、この4つの基準がすべて満たされていると判断しております。

川村部会長：よろしいでしょうか。では私から質問します。

9ページの事業計画書、災害防止対策として(1)から(3)まで記載がございます。(1)の最後、放流同意について、許可後に管理者の丸森町より同意を得るとなっていますが、現在手続きはどのようにになっているのでしょうか。

申請者：放流同意につきましては同意を受領済です。

川村部会長：わかりました。それから10ページ最後の文言ですが、事業完了後の措置として最終的にはパネルを撤去し、土地は所有者に返還することになるかと思います。その際は植林を行うと記載がありますが、事業者の責任で植林を行い、土地所有者に返還するという解釈でよろしいでしょうか。

申請者：はい。事業終了時は事業者の責任で植林を行い土地所有者に返還いたします。

今のところ樹種はアカマツを予定しております。

川村部会長：わかりました。今回開発は広大な面積ではありますが土地は一筆だけということで、所有者は個人でしょうか。

申請者：法人でございます。

川村部会長：一筆なので一法人ということですね。

申請者：はい。

川村部会長：11ページの資金計画書について、土地所有者との賃貸借契約にかかる用地費が計上されていないのはどうしてでしょうか。

申請者：それにつきましては、賃貸借契約を結んでいるため用地費には計上いたしませんでした。

川村部会長：土地の賃料は払うことになりますよね。

申請者：はい。賃料は毎年お支払いいたします。

川村部会長：年間契約になるのですね。

資金計画書を見ますと、かなりの自己資金の中でやりくりを行うことになるようですが、本来であれば20年事業を行うのであれば20年分の賃料を用地費として計上すべきではないかと思うのですがいかがでしょう。

申請者：土地の売買を行った場合は、土地の権利移転がありますので資金計画書にその分の費用の記載を行いますが、今回関しましては、売電収入より土地の賃料をお支払いする契約となっていますので、あえて記載しておりませんでした。

川村部会長：自己資金以外の収入で賃料を補うという解釈でよろしいですか。

申請者：はい。

川村部会長：事務局としてはこの考え方でよいのですか。

事務局：今申請者から説明のありました内容を解釈しますと、土地の賃料は今後売電事業を開始してからの管理運営に関する費用で賄うという捉え方であると思われます。11ページの資金計画は、開発行為を行い、売電事業に着手するまでにかかる費用が記載されているものであ

り、工事費用と管理運営費用が区分されてしまったために、用地費が計上されていないということであると認識しております。

川村部会長：わかりました。他にございませんか。

佐藤委員：私の家の近くにも東日本大震災の復興のためにできた採石場があります。

この現場では防災施設の設計、管理が杜撰で下流に土砂が流出してしまっているという現状があります。本申請は防災調整池にブロックや遮水シートを利用するなどしっかりととした設計を行っているようですが、豪雨等による土砂流出により、下流の地域に被害を与えることは何よりも防がなければならないと思っております。その点に関しては維持管理の徹底をお願いします。

川村部会長：防災調整池の維持管理についてもう一度説明をお願いします。

申請者：定期としましては、11月の渇水期、梅雨前、秋雨前の年3回浚渫及びメンテナンスを行う計画でございます。

非常時としましては、台風通過、震度3以上の地震発生、時間雨量20ミリ以上の豪雨発生といった異常発生時に遠隔監視装置並びに監視カメラで異常が確認できた際には、管理者が必要と判断した上で現地の点検を行う計画でございます。

川村部会長：他にございませんか。

丸尾委員：遮水シートは20年屋外で使用することになりますが、耐候性等実績のあるものを使用するのでしょうか。

申請者：遮水シートは通常では1ミリ程度の厚さですが、今回採用しているシートは厚さ2ミリで耐候性のあるものを使用する計画です。

谷田貝委員：法面部は種子吹付を行う計画となっていますので、在来のものを使用するようお願いします。加えて、事業終了後はアカマツを主に植林を行うということですが、こちらも在来植生を勘案して植栽を行ってください。

川村部会長：現況でもアカマツの割合が多いということで、この植生に沿って植栽を行っていただきたいと思います。

私からもう一点。事務局からの説明でも触れていた部分なのですが、丸森町からの意見書に「地域住民の同意を得るように、指導すること。」という記載がありまして、それに対する回答が次ページにあるとの説明でしたが、地域住民からどのような意向があり、それに対し、どの

ように対応を行ったかをもう少し詳しく説明してください。

事務局：最初に事務局から説明させていただきます。資料15ページに添付しています丸森町町からの意見書につきまして、「地域住民の同意を得るよう、指導すること。」との意見をいただきました。これに対しまして県からの指導の結果、次ページに添付しておりますとおり、「地域住民の皆様の将来にわたる安全性確保についての不安を払拭するよう、引き続き対話を進めます。地域住民の皆様に対して誠実に説明を行って参ります。」という回答を得ております。

なお、現在の状況及び今後の対応につきましては、申請者より補足説明をお願いします。

申請者：現在の地域住民の方への対応につきまして説明いたします。住民説明会を過去2回、その後反対の会が発足されまして、その会の方への説明を4回行っております。内容に関しましては、防災調整池の維持管理についての話題が多くありました。現在は、開発中の土砂の管理についてや、想定を遙かに超える豪雨が降った時の対応についての回答を求められているので、その都度、引き続き反対の会の方と話を進めていくようにしております。

川村部会長：現在も継続して協議をしているということですね。

申請者：はい。

川村部会長：他にございませんか。

丸尾委員：住民説明会2回で参加者が何人いたか、説明会の広報の方法について詳しく説明してください。

申請者：1回の説明会につき20名程度参加していただきました。

川村部会長：地域に対しての呼びかけはどのように行ったのですか。

申請者：住民説明会につきましては区長を通じて説明会の告知をさせていただきました。

反対の会につきましては、住民の代表者の方に対して説明をさせていただいております。各回7名ほど出席いただいております。反対の会の説明会の開催は反対の会の会長を通じて告知しております。

川村部会長：18ページの位置図を見ますと、事業計画地がかなり奥山にあるように思われます。事務局の説明の中では林道を工事用道路として利用することでしたが、これは実際の利用時に改良・拡幅は行わないのでしょうか。

申請者：今のところ改良・拡幅する予定はありません。現状の状態で利用する計画でおります。

川村部会長：これについて、公共物の使用許可は得ていますか。

申請者：林道の使用につきましては、県や町と協議を行い、しかるべき対応を行うこととしております。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くことになりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「大和リース株式会社が行う太陽光発電施設の設置」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに異存はない」ただし留意事項として、「事業完了後は植林し、確実に成林するよう努めること」として答申してよろしいか伺います。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

次に(2)その他ですが、何かございますか。

事務局：事務局より7月19日に行われました第一回森林審議会においてご報告いたしました、平成30年度に林地開発許可をした案件についての補足説明を行います。

谷田貝委員よりご質問がありました、宮城県内の森林の増減の推移について配布した資料に則り説明いたします。

事務局：(資料「県内森林面積の動向と林地開発許可の状況」に基づき説明)

川村部会長：他にございますか。

全委員：なし。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

令和元年 9月 26 日

宮城県森林審議会委員 丸尾容子 

宮城県森林審議会委員 佐藤正友 